

令和4年度関東農政局補助事業評価委員会（再評価・事後評価）

技術検討会（第1回）

議事次第

日時：令和4年10月26日（水）

14:40～

場所：中信平土地改良区連合会議室

1 開会

2 補助事業評価委員会委員長 挨拶

3 技術検討会の委員長選出

4 議事

（1）現地調査について

（2）技術検討会に関する情報公開について

（3）事業評価のスケジュールについて

（4）令和4年度の事業評価地区（事後・再評価）について

（5）県営梓川右岸地区の再評価の内容について

（6）質疑応答

5 閉会

令和4年度補助事業評価委員会（再評価・事後評価）

第1回技術検討会 現地調査等行程

開催日：令和4年10月26日（水）

11:00 JR 松本駅 出発（貸し切りバス）

11:25～12:00

現地調査：水利施設等保全高度化事業「梓川右岸地区」（再評価）①

- ・概要説明（長野県）
- ・調査内容：受益地（（株）むぎわらぼうし）※意見交換含む

12:10～13:00 昼 食：蕎麦屋『とく兵衛』

13:05～13:25

現地調査：梓川頭首工 ※本施設は梓川右岸地区の用水取水施設

- ・概要説明（農政局・中信平土地改良区連合）
- ・調査内容：①国営中信平二期土地改良事業（H26 完了）の概要
②関連する施設の整備・管理状況等

13:40～14:00

現地調査：水利施設等保全高度化事業「梓川右岸地区」（再評価）②

- ・概要説明（長野県）
- ・調査内容：排水路トンネルの建設現場

<<<<休憩：清流の里梓川>>>>

14:40～15:30

第1回技術検討会（中信平土地改良区連合会議室）

16:00 JR 松本駅 解散

令和4年度 関東農政局補助事業評価委員会（再評価・事後評価）

技術検討会委員

おおさわ 大澤	かずとし 和敏	宇都宮大学農学部教授
こばやし 小林	みずき みずき	信州大学農学部助教
しみず 清水	みゆき みゆき	日本大学生物資源科学部教授
すずき 鈴木	しんじ 伸治	東京農業大学地域環境科学部教授

（五十音順、敬称略）

令和4年度 農業農村整備事業等補助事業評価（再評価・事後評価）地区一覧

（再評価）

事業担当課名	事業名	地区名	都県名	関係市町名	事業主体
農地整備課	農業競争力強化農地整備事業 （農地整備事業）	たけだがわかりゅう 武田川下流	千葉県	袖ヶ浦市・木更津市	県
水利整備課	水利施設等保全高度化事業 （畑地帯総合整備型）	くさかべ 日下部	山梨県	山梨市	県
	水利施設等保全高度化事業 （基幹水利施設整備型）	あずさがわうが 梓川右岸	長野県	松本市	県
防災課	農村地域防災減災事業 （用排水施設等整備事業/湛水防除）	はすぬまにき 蓮沼Ⅱ期	千葉県	山武市、山武郡横芝光町	県
（3事業種4地区）					
（千葉県2地区、山梨県1地区、長野県1地区）					

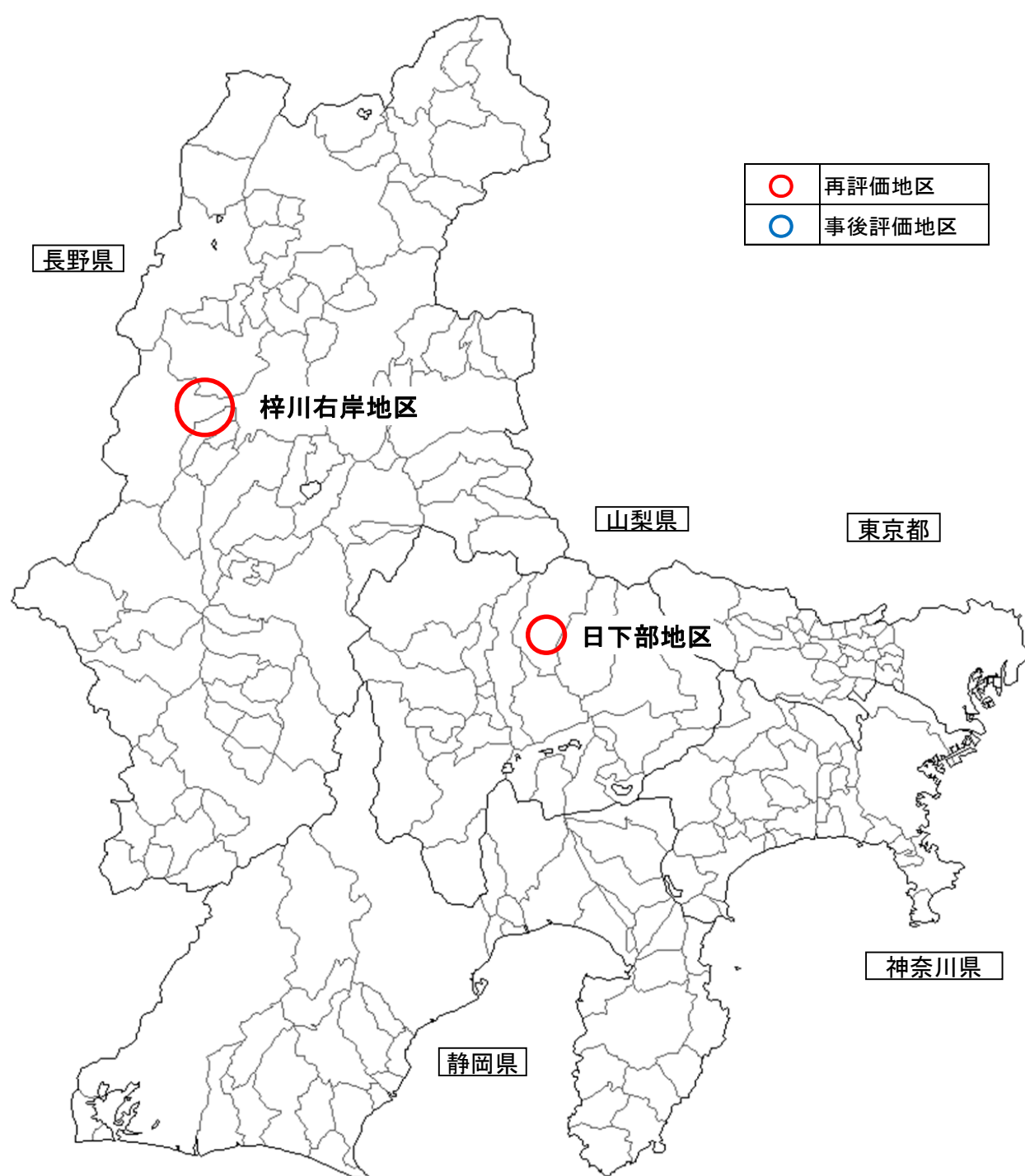
（事後評価）

事業担当課名	事業名	地区名	都県名	関係市町名	事業主体
農地整備課	農業競争力強化農地整備事業 （農地整備事業）	だいほう 大宝	茨城県	下妻市	県
農地整備課	農業競争力強化農地整備事業 （農地整備事業）	まんりきにき 万力Ⅱ期	千葉県	旭市	県
（1事業種2地区）					
（茨城県1地区、千葉県1地区）					

令和4年度 補助事業評価(再評価・事後評価) 対象地区1



令和4年度 補助事業評価(再評価・事後評価) 対象地区2



令和4年度関東農政局補助事業評価委員会（事後評価・再評価）
技術検討会（第1回）

技術検討会の公表等について

（1）技術検討会の公表及び傍聴

委員の事前了解が得られたことから全3回の技術検討会は傍聴可とする。

（2）技術検討会資料及び評価結果

技術検討会の議事録及び資料の取扱いは、技術検討会（第1回）において技術検討会委員により決定。

＜令和4年度の公表方法（案）＞

	公表資料	公表部局／公表方法		参考 昨年度の事業評価 の取り扱い
		農林水産省	関東農政局	
技術 検 討 会	開 催	—	プレスリリース	プレスリリース
	傍 聴	—	傍聴可 ※プレスリリース	傍聴可 ※プレスリリース
	議事録	—	ホームページ	発言者名を記載した議事録を委員の了解を経て公表
	資 料	—	ホームページ	ホームページ
評価 結 果	費用対分析に関する説明資料	ホームページ	ホームページ (本省 HP リンク)	ホームページ

令和4年度 関東農政局補助事業評価委員会(再評価・事後評価)
技術検討会のスケジュール(案)

	時期	技術検討会	内容
1	10月26日(水)	第1回技術検討会 (現地調査:長野県下)	現地調査 再評価:梓川右岸地区(かん排) 事後評価:ー
2	12月9日(金)	第2回技術検討会 (関東農政局:さいたま新都心)	・再評価結果(案)の説明 ・事後評価結果(案)の説明 ・質疑応答、意見交換
3	1月13日(金)	第3回技術検討会 (関東農政局:さいたま新都心)	・第2回技術検討会における意見に対する回答について ・質疑応答、意見交換 ・「第三者の意見」取りまとめ
4	3月末	評価結果の公表	本省及び農政局HPIに掲載

関東農政局補助事業評価委員会設置要領

第1 補助事業評価委員会の設置

国の補助金の交付を受けて都県等事業実施主体が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）に係る検討等を行う関東農政局補助事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

第2 評価委員会の事務

評価委員会は、次の事項を検討・実施する。

（1）補助事業の再評価に関すること

- ・再評価地区別資料及び再評価結果書に関すること。
- ・補助金交付の方針案作成に関すること。

（2）補助事業の事後評価に関すること

- ・事後評価地区別結果書に関すること。

（3）農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型、中山間型））の中間審査に関すること。

（4）中山間地域所得向上支援対策の事業評価に関すること。

（5）その他必要な事項に関すること。

第3 評価委員会の構成等

1. 評価委員会の構成は次のとおりとする。

（1）第2の（1）、（2）に係るもの

委員長	農村振興部長
副委員長	生産部長
委員	生産部 地方参事官
	農村振興部 地方参事官（各省調整）
	農村振興部 地方参事官（事業計画）
	畜産課長
	設計課長
	農村計画課長
	土地改良管理課長
	農村環境課長
	事業計画課長

用地課長
水利整備課長
農地整備課長
地域整備課長
防災課長

(2) 第2の(1), (2) にあつて農村振興部のみ所管に係るもの

委員長	農村振興部長
委員	農村振興部 地方参事官 (各省調整)
	農村振興部 地方参事官 (事業計画)
	設計課長
	農村計画課長
	土地改良管理課長
	農村環境課長
	事業計画課長
	用地課長
	水利整備課長
	農地整備課長
	地域整備課長
	防災課長

(3) 第2の(3) に係るもの

委員長	農村振興部長
委員	農村振興部 地方参事官 (各省調整)
	農村振興部 地方参事官 (事業計画)
	設計課長
	農村計画課長
	土地改良管理課長
	農村環境課長
	事業計画課長
	農地整備課長

(4) 第2の(4) に係るもの

委員長	農村振興部長
委員	農村振興部 地方参事官 (各省調整)
	農村振興部 地方参事官 (事業計画)
	設計課長
	農村計画課長
	農村環境課長

農地整備課長
地域整備課長

2. 委員長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
3. 委員長は、評価委員会を招集する。
4. 委員長は、補助事業の再評価及び事後評価の実施に際し、専門的知見を有する第三者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を別添設置要領に基づき設置し、再評価結果書案及び事後評価結果書案に対する意見を聴く。
5. 委員長が欠員の場合は、委員から委員長代理を選定する。

第4 幹事会の構成等

1. 評価委員会に次の構成による幹事会を設ける。

(1) 第2の(1)に係るもの

幹事長	設計課長
幹 事	畜 産 課 課長補佐（草地）
	設 計 課 事業調整室長、課長補佐（調整）
	農村計画課 課長補佐（総務）
	土地改良管理課 課長補佐、農政調整官
	農村環境課 課長補佐
	事業計画課 課長補佐（総務・計画調整）
	用 地 課 課長補佐（用地調整）
	水利整備課 課長補佐
	農地整備課 課長補佐（総務・競争力強化事業推進）
	地域整備課 課長補佐
	防 災 課 課長補佐

(2) 第2の(1)にあつて農村振興部のみ所管に係るもの

幹事長	設計課長
幹 事	設 計 課 事業調整室長、課長補佐（調整）
	農村計画課 課長補佐（総務）
	土地改良管理課 課長補佐、農政調整官
	農村環境課 課長補佐
	事業計画課 課長補佐（総務・計画調整）
	用 地 課 課長補佐（用地調整）
	水利整備課 課長補佐
	農地整備課 課長補佐（総務・競争力強化事業推進）
	地域整備課 課長補佐
	防 災 課 課長補佐

(3) 第2の(2)に係るもの

幹事長 土地改良管理課長

幹事 第4の1の(1)又は(2)の幹事に同じ

(4) 第2の(3)に係るもの

幹事長 農地整備課長

幹事 設計課 事業調整室長

農村計画課 課長補佐(総務)

土地改良管理課 課長補佐、農政調整官(開発)

農村環境課 課長補佐

事業計画課 課長補佐(総務・計画調整)

(5) 第2の(4)に係るもの

幹事長 地域整備課長

幹事 設計課 事業調整室長

農村計画課 課長補佐(直接支払)

農村環境課 課長補佐

農地整備課 課長補佐(総務・競争力強化事業推進)

地域整備課 課長補佐

2. 幹事長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

3. 幹事長は、幹事会を招集する。

4. 幹事会の事務は以下のとおりとする。

(1) 評価委員会に必要な事項の検討、資料の収集、作成及び整理。

(2) その他必要な事項。

第5 実施方法等

1. 再評価及び事後評価の実施方法等は、農業農村整備事業等補助事業評価(期中・完了後)実施要領(平成15年2月13日付け14農振1906号生産局長、農村振興局長通知)等によるものとする。

2. 農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型、中山間型))等の中間審査の実施方法は、農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)等によるものとする。

3. 中山間所得向上支援対策の事業評価の実施方法等は、中山間所得向上支援対策実施要綱(平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知)等によるものとする。

第6 報告

委員長は、評価委員会でとりまとめた再評価地区別資料、再評価結果書及び補助金交付の方針案並びに事後評価地区別結果書を関東農政局長に報告するものとする。

第7 事務局

評価委員会の及び幹事会の事務局は、関係各課が連携して行うものとする。ただし、その庶務については設計課が行う。

付則

1. この要領は、平成15年2月24日から施行する。

付則

1. この要領は、平成16年11月8日から施行する。

付則

1. この要領は、平成18年1月20日から施行する。

付則

1. この要領は、平成18年9月26日から施行する。

付則

1. この要領は、平成22年1月20日から施行する。

付則

1. この要領は、平成23年9月 1日から施行する。

付則

1. この要領は、平成26年5月13日から施行する。

付則

1. この要領は、平成28年2月 8日から施行する。

付則

1. この要領は、令和2年10月14日から施行する。

別 添

技術検討会設置要領

第 1 設置

関東農政局補助事業評価委員会（以下「補助事業評価委員会」という。）が実施する補助事業の再評価結果（以下「再評価結果」という。）及び補助事業の事後評価結果（以下「事後評価結果」という。）の透明性及び客観性を確保するため、設置要領第 3 の 4 に基づき、専門的知見を有する第三者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）を設置し、意見を求めることとする。

第 2 事務

技術検討会は、再評価及び事後評価について、補助事業評価委員会からの求めに応じて、技術的・専門的見地から意見をとりまとめ提出する。

第 3 構成

1. 技術検討会の委員

委員は国又は関係機関（関係する土地改良区、地方公共団体、その他の関係機関をいう。）に属する者以外の学識経験者とし、補助事業評価委員会の長が 5 名程度委嘱する。

2. 委員長

委員長は、委員の互選により選出する。

3. 委員の任期

委員の任期は、2 年を限度とし、再任は原則として 1 回までとする。

第 4 運営

1. 技術検討会は、補助事業評価委員会の長が招集する。

2. 委員長は、技術検討会の結果を補助事業評価委員会に報告する。

第 5 事務局

技術検討会の事務局は、農林水産省政策評価実施計画 別表 3 に記載されている事業の再評価に関することにあつては整備部設計課、農林水産省政策評価実施計画 別表 3 に記載されている事業の事後評価に関することにあつては農村計画部土地改良管理課が関係各課の協力を得て行う。

令和4年度
関東農政局補助事業評価委員会
技術検討会（第1回）

地 区 概 要 資 料

あずさがわうがん
再評価「梓川右岸地区」

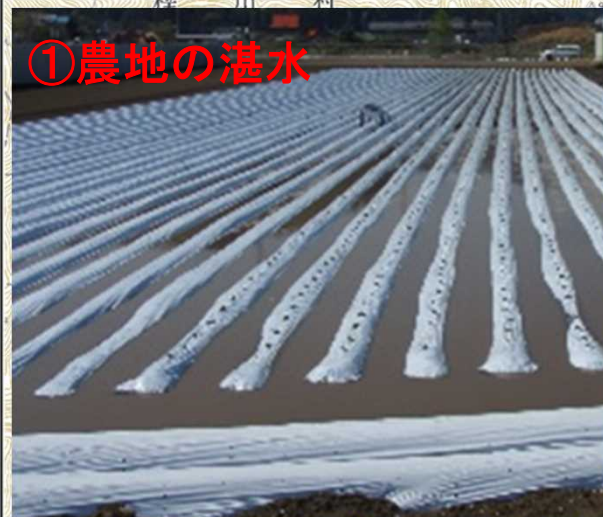
令和4年10月
長野県

水利施設等保全高度化事業 梓川右岸地区

<地区の概要>

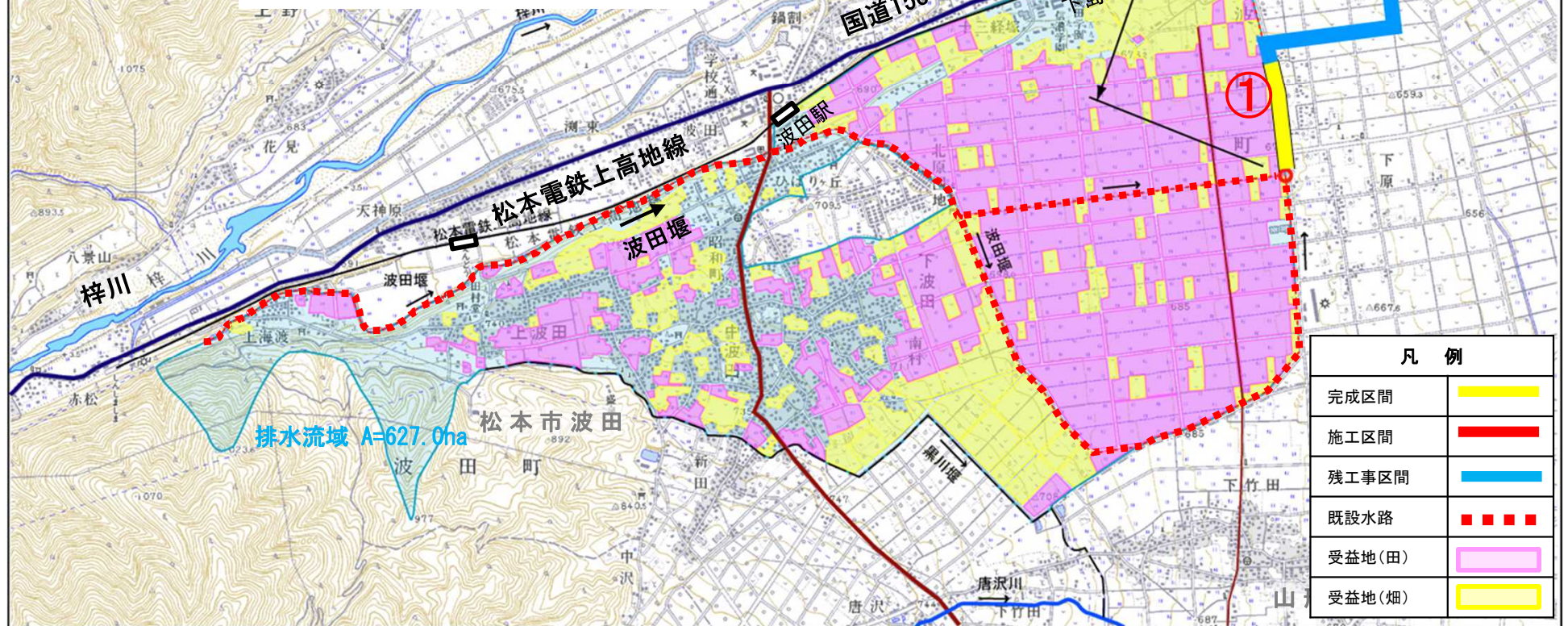
① 事業主体	長野県
② 関係市町村	松本市
③ 事業目的	本地域の水路は、昭和40年代に整備され、梓川の右岸段丘上の農地へ用水を供給するとともに、排水路としても利用されてきた。 しかしながら、近年、作付け作物の転換によるマルチ化、住宅等の混在化が進み、降雨時には短時間で水路に排水が流入し、溢水による農地の湛水被害や住宅地等の冠水被害を生じさせていることから、早急な整備が求められている。 このため、本水路の排水能力を確保する必要があるが、下流部は集落内を流下していることから、水路の断面を拡幅することが困難なため、道路下へ排水バイパストンネルを設置することにより排水機能を向上させ、本地域の排水不良を解消し、農業生産の向上と住民生活の安全を図り、地域全体としての農業競争力の強化を図る。
④ 受益面積	419ha
⑤ 主要工事	排水路工 L=3, 152m
⑥ 総事業費	3, 367百万円
⑦ 工期	平成24年度～令和5年度（当初計画：平成24年度～平成29年度）

湛水状況



一般資産 床下浸水 11件

平成18年7月豪雨による排水被害状況



排水路 事業実施状況

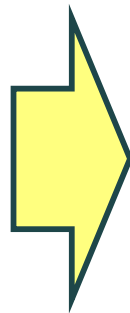
■排水能力の向上

本事業により、作物転換や流域の開発等によって増加した排水量に対応できるバイパス水路を新設することにより、排水能力を確保する。

施設名	現況	必要排水量	計画
波田堰排水路	3.4m ³ /s	15.0m ³ /s	3.4m ³ /s(既設)
バイパス水路(新設)	—		11.6m ³ /s(新設)
合計(末流部)	3.4m ³ /s	—	15.0m ³ /s(改修)



整備前



バイパス排水トンネル(施工中)



末流部暗渠(完成)

整備後

事業実施による効果（営農への影響）

地域の排水不良を解消し、農業生産の向上と住民生活の安全を図る

豪雨による被害状況



バイパス排水路を新設し、排水路の機能を向上し、既設水路の断面不足による排水不良を解消することで、特産のスイカなどの農業生産の向上と住民生活の安全が図られる。

受益内には、令和3年度関東農政局土地改良事業地区営農推進功労者表彰を受賞した「株式会社むぎわらぼうし」の農地があり、スイカ、ねぎ、りんごなどが栽培されている。特にスイカ栽培ではJGAP認証を取得しブランド価値や信頼性を高めている。



JGAP認証を取得したスイカ



ネギの収穫

事業実施による効果（費用対効果の算出）

総費用総便益比の算定結果

総便益(B)	11,201百万円
総費用(C)	5,200百万円
総費用総便益比(B/C)	2.15

【効果項目と年効果額】

（単位：千円）

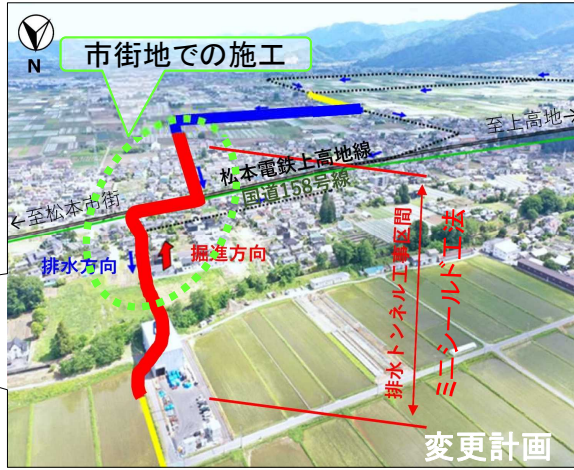
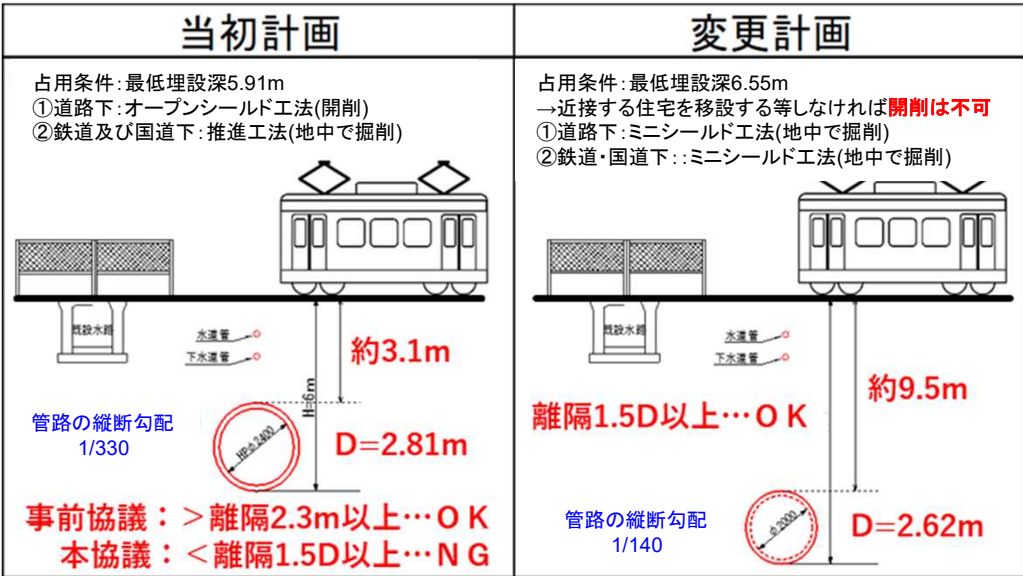
効果項目	区 分	年総効果 (便益) 額	効果の要因
食料の安定供給に関する効果		293,532	
	作物生産効果	306,801	農業用排水施設の整備を実施した場合と実施しなかった場合での 作物生産量が増減する効果
	営農経費節減効果	△ 3,651	農業用排水施設の整備を実施した場合と実施しなかった場合での 営農経費が増減する効果
	維持管理費節減効果	△ 9,618	農業用排水施設の整備を実施した場合と実施しなかった場合での 施設の維持管理費が増減する効果
農業の持続的発展に関する効果		1,356	
	災害防止効果（農業関係資産）	1,356	農業用排水施設の整備を実施した場合と実施しなかった場合での 災害による農業資産に係る被害額が軽減する効果
その他の効果		39,680	
	国産農産物安定供給効果	39,680	農業用排水施設等の整備により農業生産性の向上や営農条件等の改善が図られ、 国産農作物の安定供給に寄与する効果
合 計		334,568	

事業の長期化の原因と今後の対応方針

【事業の長期化の原因】

■鉄道横断箇所での占用協議

バイパス排水路の鉄道横断にかかる鉄道管理者との協議において、占用条件（軌道と管の離隔距離）が変更となり、工法・設計の再検討・占用の再協議及び設計見直しに伴う用地交渉に時間を要したことから、事業が長期化した。



＜施工条件等＞

- ・改修範囲のうち中流区間(鉄道横断箇所含む)は住宅等との近接工事(市街地)となるため配慮が必要
- ・鉄道横断箇所は軌道と管の離隔距離を確保する必要(管径の1.5倍以上)
- ・管路の縦断勾配の変更は管径に影響。

【今後の対応方針】

■現時点において、工法変更による鉄道用地の占用協議が整い、地上権設定を完了し、排水トンネル工事を実施中であることから、令和5年度完了に向けて計画的な事業進捗が見込まれている。

地元（受益者、地方公共団体等）の意向

排水路の整備により、特産のスイカ畑などの農地の湛水被害や、国道、鉄道、共選所などの松本市波田のインフラが集中する地域の浸水被害が防止され、農業経営の安定や住民生活の安全が確保されるため、早期完了を要望している。

事業主体の事業実施方針

継続する。

事業主体の予算要求方針

令和5年度予算を要求する。